

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「法」という。）7条4項の規定に基づく特定医療費の医療受給者証交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成31年4月3日付で行った特定医療費（指定難病）医療受給者証交付決定処分（以下「本件処分」という。）のうち、負担上限月額を10,000円とした部分について、その引下げを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分は違法、不当であると主張し、負担上限月額の引下げを求めている。

昨年から休職や復職を繰り返し、現在も休職中である。休職理由となった「抑うつ状態」の診断には、難病治療における薬の副作用があり、心療内科への通院の負担も大きい。現時点で復帰の目途は立っておらず、経済的な不安を残した状態での負担上限額の引上げは想定外であり、今後の治療継続が危ぶまれることから、負担上限額の引下げを求める。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年7月7日	諮問
令和2年9月15日	審議（第47回第4部会）
令和2年10月21日	審議（第48回第4部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 特定医療費の支給について

法5条1項は、都道府県は、支給認定（法7条1項に規定するもの）を受けた指定難病の患者が、支給認定の有効期間内において、都道府県知事が指定する医療機関から指定難病に係る医療を受けたときは、当該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者に対し、当該医療に要した費用について、特定医療費を支給すると規定している。

#### (2) 負担上限月額制度について

ア 法5条2項1号は、特定医療費の額は、一月につき、同一の月に受けた指定特定医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、当該支給認定を受けた指定難病の患者の家計の負担能力等の事情をしん酌して政令で定める額を控除して得た額と規定している。

イ 上記アの政令で定める額（以下「負担上限月額」という。）について、法施行令1条は、別紙のとおり規定している。

すなわち、負担上限月額については、地方税法の規定に基づく市町村民税（特別区民税を含む）の均等割の金額等に応じて、3万円、2万円、1万円、5千円、2千5百円、千円及び零のいずれかが適用されることとなる。

(3) 支給認定及び医療受給者証の交付について

ア 法7条1項は、都道府県は、法6条1項の申請に係る指定難病の患者が、法7条1項各号のいずれかに該当する場合であって特定医療を受ける必要があるときは、支給認定を行うものとするとし、同条4項は、同条1項の支給認定をしたときは、支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者に対し、支給認定の有効期間、指定医療機関の名称その他法施行規則で定める事項を記載した医療受給者証を交付しなければならないと規定している。

イ 法施行規則25条は、医療受給者証に記載すべき事項として、①指定難病の患者の氏名、性別、居住地及び生年月日、②指定難病の名称、③支給認定の年月日及び受給者番号、④指定特定医療を受ける指定医療機関に関する事項、⑤支給認定の有効期間、⑥負担上限月額に関する事項、⑦その他必要な事項、などを挙げている。

(4) 特定医療費（指定難病）受給者証の交付申請は、申請書のほか、都道府県知事の定める医師の診断書、負担上限月額の算定に必要な事項に関する書類等を添えて行うこととされていることから（法施行規則12条）、交付要件を満たしているか否か、また、負担上限月額の認定額については、本件申請書並びにその添付書類である本件診断書及び本件課税証明書の記載内容全般に基づいて判断されるべきものと解される。

このため、本件申請書並びにその添付書類である本件診断書及び本件課税証明書の記載内容全般を基にした判断に違法又は不当な点がなければ、本件処分に取り消し又は変更理由があると

することはできない。

## 2 本件処分について

本件申請書並びにその添付書類である本件診断書及び本件課税証明書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

- (1) 請求人は、指定難病に係る支給を既に受けており、治療を継続中であって、請求人の平成30年度における特別区民税の所得割額は、28,300円であることが認められる。
- (2) また、請求人は、人工呼吸器その他の生命の維持に欠くことができない装置を装着しているものとは認められないから、法施行令1条1項6号には該当せず、特別区民税非課税者又は要保護者ではなく、さらに、都道府県から高額難病治療継続者としての認定を受けた証拠も認められないことから、法施行令1条1項4号、5号及び7号にも該当しない。
- (3) そして、請求人は、上記(1)のとおり、平成30年度における特別区民税の所得割額が28,300円であることから、法施行令1条1項3号に該当するものと認められる。
- (4) 以上のとおり、請求人は、法施行令1条1項3号に該当する者であると認められ、その負担上限月額が10,000円となることから、これと同旨の結論を採る本件処分を違法又は不当ということはできない。

## 3 請求人は、第3のことから、負担上限月額を10,000円から引下げるべきと主張する。

しかし、請求人の負担上限月額の認定は、上記1のとおり、提出された本件申請書並びにその添付書類である本件診断書及び本件課税証明書の記載内容全般を基に客観的に行うものであって、本件処分に違法、不当な点がないことは、上記2のとおりであり、請求人の事情及び主張によってその判断が左右されるものではないから、請求人の主張をもって、本件処分の変更理由とすることはできない。

4 上記以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙(略)